

第6条（会議の公開及び傍聴の促進）

議会では、すべての本会議と委員会を公開し、開催にあたっては、議会だよりやホームページ、ツイッターでお知らせしています。

傍聴に際しては、手続きを簡素化し、住所・氏名の申し出は不要です。また、議員と同じ資料を見ながら傍聴できるようにしています。

傍聴者数 平成30年度 本会議479人、委員会128人
令和元年度 本会議415人、委員会88人

第7条（請願及び陳情の取扱い）

議会は、請願を市民からの「政策提案」と位置づけて審査しています。必要に応じて請願の提出者や紹介議員から意見を聴く機会を設けています。

陳情についても、その内容が政策提案と認められるものについては、請願と同様に審査しています。

そして、採択した請願・陳情はその願意によって、市長に送付して実行を求めたり、国・都に対して意見書を提出します。

これまでに議会で採択し、市において実現された（予定を含む）ものとして、「市立小中学校の体育館にエアコン設置を要請する陳情」などがあります。

平成30年度受理28件、採択10件（市長へ送付5件、意見書2件）
令和元年度受理13件、採択2件（市長へ送付1件、意見書1件）

第8条（広報活動の充実）

議会では、多くの市民に議会と市政に関心を持っていただけるよう、本会議や委員会のライブ中継・録画配信はもとより、年4回発行する市議会だより、ホームページやツイッターでの情報発信に力を入れています。

また、議会報告会の開催案内など、議員一丸となって街頭でPR活動を行っています。

市議会ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>
ツイッターアカウント hm_city_gikai

第4章 議会と市長等との関係

第9条（市政運営の監視）

議会は市民の付託に基づき、市政運営が適切に行われるよう公正性と透明性をもって監視・評価しています。そのため、市長、教育委員会、選挙管理委員会等との関係においては緊張感をもって臨みます。

第10条（政策等提案の説明要求）

議会は、市長から提案される政策、施策、計画等の審査にあたっては、提案の経緯や根拠法令、他自治体との比較、必要経費等がわかる資料を提供するよう求めています。

この資料は平成26年6月議会から提供されるようになり、平成30年度は36件、令和元年度は57件の議案について、資料が提供されています。

第11条（質疑等の一問一答）

議会では、質疑や質問とその答弁を「一問一答方式」で行っています。論点を明確にすることで、より良い議論を行い、傍聴する市民にもわかりやすい議会となるよう努めています。

また、論点や趣旨が不明確な質疑・質問に対しては、答弁者は問い返すことができ、平成30年度と令和元年度ではそれぞれ3回の問い返しがありました。

第12条（文書質問）

議員は、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合、議長の許可を得て、市長に対して文書によって質問し、文書による回答を求めることができます。この質問と回答はホームページにも掲載しています。

平成30年度は「建築基準法上不適格の学校のプール堀の補修工事について」、令和元年度は「当市窓口業務受託事業者の労働者雇用の実態について」の文書質問をしました。

第5章 議決機関としての責任

第13条（政策提案等）

議会は自ら条例を提案することや、市長から提出された議案を修正するなど政策提案を積極的に行い、その機能の向上に努め、議決機関としての責任を果たしていきます。

また、重要な事業や緊急性のある課題等について、政策研究会を設置して調査、研究、討議を行っています。

平成28年10月に設置された、いじめ対策に関する政策研究会では、平成30年7月に「いじめで泣く子を出さないために」と題する提言書を市長に提出しました。この提言書などによって、市の「いじめ問題調査委員会等に関する条例」や「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されました。

令和元年11月からは東村山市のごみ行政に関する政策研究会が設置され、調査・研究を行っています。

第14条（議員間討議）

議案審査において、政策や条例案などの論点や課題を明確にするために質疑とは別に、議員間で議論する場を設けています。

直近では、令和元年6月に開催された厚生委員会で、「東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部改正」の審査において実施しました。

第15条（専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用）

地方自治法は、議会で議案・請願等の審査にあたっては、より専門的な知見を持った学識経験者等の意見や、広く一般市民の声を聴くための公聴会や参考人制度を規定しています。議会は議決機関として責任ある判断をする立場から、これらを活用して審査に活かしていきます。

なお、平成30年度、令和元年度とも、活用事例はありませんでした。

第16条（議会事務局機能の強化）

議会は条例第2条に定める原則（市民に開かれた議会運営／市民意見の把握／市政運営の監視／政策提案／不断の改革）に基づいて充実した活動を行うためには、議会事務局のサポートが必要です。そのため、議員の政策提案等を補助する議会事務局の機能を強化します。

議会事務局職員は、議会運営に関する研修会への参加や他市議会との交流等を通じてレベルアップを図っています。

第17条（議会図書室）

議会には図書室があります。議会に関する書籍はもちろん、市政に関する資料や東京都から送付された公報などを所蔵し、議員は調査研究、政策立案能力の向上に役立てています。

毎年、10～20冊の図書を購入し、現在は約500冊を所蔵しています。

なお、この図書室は議員のほか、一般の方も利用できます。

第6章 補則

第18条（見直し手続）

議会は、この議会基本条例の目的が達成されているか、条例どおりに議会運営が行われているかなどを定期的に検証します。また、必要があれば条例を改正することも含め、改善策をとり、よりよい市議会を目指しています。

なお、この検証は2年ごとに行っており、その結果を踏まえて平成28年に条例の一部を改正しました（第7条における陳情の取扱いを変更）。

議会基本条例の全文は、ホームページやアンケート設置施設でご覧いただけます。

